

ファイナンスの円滑化に向けて

2025年11月11日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい内容

- 第5回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（以下「第5回WG」という。）では、ファイナンスの円滑化に向けて、必要な投資資金を確保するための方策や民間融資の拡大に向けた方策について御議論をいただいた。
- 当該御議論では、公的融資の対象、民間融資の拡大に向けた方策では、民間金融機関と協調する形で、公的機関が、大規模・長期の資金を必要な投資に融資するといった仕組みの在り方について御議論いただき、具体的な内容について、スピード感を持って検討していくべき、といったご意見をいただいたところ。
- 本日は、第5回WGでの議論を踏まえ、今後の電力分野のファイナンスの円滑化に向けて、政府の信用力を活用した融資制度の詳細について御議論いただきたい。

WGでの主なご意見（第5回WG）①

- ファイナンスについて、資金調達への懸念が必要な投資の足かせにはならない点に賛同。欧州ではGX投資について公的信用力を活用した資金調達が行われているので、提示いただいた方策で進めたら良いのでは。例えば融資について、プロジェクトファイナンスであればプロジェクトの事業性に対する信用性付与、コーポレートファイナンスであれば事業主体の信用補完という効果がある。GX文脈の公的融資はプロジェクトファイナンスの方がなじむところあると考える一方、事業主体の信用補完のニーズもあると思うので、その場合、コーポレートファイナンスでも、資金使途の明確化や、融資より債務保証を活用する方策も考えられる。いずれにせよ詳細の検討が進むと解決すべき論点が非常に多く出てくると思うので、スピード感を持った対応が必要ではないかと考えている。
- 今後、具体的な検討を進める上で、公的融資の対象を設定するかが重要な課題。脱炭素電源等に限定するのか、脱炭素にむけたトランジションの過程で役割が期待される火力も対象にするのか、供給力確保、脱炭素、様々な課題が電力市場にあるわけだが、どのような観点から対象を考えるか、ファイナンスの目的を明確にする視点が大切と感じた。
- 金融機関にとって、融資を通じ、電力産業を支え、貢献することは重要。電力の安定供給、トランジション、低炭素、脱炭素という流れの中、大規模案件が同時期に集中的に発生することが想定される。電力分野の設備投資は、送配電、発電であれ、投資回収に非常に長時間を要する特徴を持つ。公的機関による大規模・長期の融資機能は、金融機関から見てありがたい。詳細設計は今後議論すると思うが、各事業者、各案件によって置かれている状況は異なる。一定の基準を設けながら、電気の安定供給、トランジションに必要な案件にはきちんと必要な資金が回るよう、官民を挙げて協力できれば。投資拡大には、外部投資家や他業界から資金を招くことも必要。電力事業への投資を継続させるためにも、成長性やリターンの期待は大きな要素。適正な事業報酬確保はしっかりと検討いただきたいし、魅力的な事業環境に繋がるよう議論を具体化いただきたい。
- 挙げていただいた必要な投資資金確保の方策、民間融資拡大の方策について、関係各所からのヒアリングを踏まえられており、必要な対応と考える。債券投資家サイドでも、ローンサイドの支援状況を気にするので、安心材料になりうる。今後、早期のファイナンス実現に向け、スピード感を持って具体的内容を示しつつ進めることが重要。最近のサステナブルファイナンスの潮流として、国内投資家、金融機関含め、自らのファイナンスによって社会課題改善にどれだけ寄与したかを定量的に把握したい流れがある。政策的必要性の視点、とあるが、供給力、脱炭素に加え、支援事業の推進による、例えば雇用維持推進効果、地域経済効果、既に出ている情報もあると思うが、様々な波及効果についても定量・可視化すると、ファイナンスの意義づけが更に増すので、有効か。

WGでの主なご意見（第5回WG）②

- 公的機関によるファイナンス検討となると、このWGに留まらず、政府の幅広い議論が必要。それなりに慎重な制度設計が必要だと思う。
- 需要増加に対応して、安定供給を見据えた投資が短期間に集中する中、必要な資金調達を円滑に行うためには、事業者の資金調達能力の確保が極めて重要な要素。**国が主体となつて、適正な事業報酬率を確保し、事業の成長性を確保できる魅力的な事業環境、及び公的信用補完、政府の信用力活用した公的融資の枠組みの整備について、是非進めて欲しい。**
- 一般送配電事業者としては、今後も再エネ大量導入、DC等の大規模需要に関わる系統整備含め、事業を安定的継続的に進めていく必要がある。**提案いただいた投資資金確保に向けた方策、民間融資拡大に向けた方策は、電力事業の成長や大規模投資に資すると受けとめた。検討を進めていただければ。**
- 必要な投資資金確保に向けた方策、民間融資拡大に向けた方策、これまでの議論踏まえ整理された内容なので異論無し。P.9、海外の大規模電源への投資資金調達に向けた支援、支援対象とともに記載されている。今後、本WGでも支援対象について議論すると考えるが、先ほど委員からもトランジション電源の重要性について言及があったように、今後の検討に際し、長期かつ大規模な脱炭素電源投資の促進という観点に加え、安定供給確保の観点から、電源の脱炭素化に至る時間軸も踏まえ、トランジション電源である水素、アンモニア混焼、CCS、LNG火力の対象化についても検討いただければ。
- 基本的に賛同いただき、フォローの意見もあった。スピード感持って、という意見も何回か聞かれた。事務局では、議論を踏まえ、具体的な検討進めていただければ。

- 1. 政府の信用力を活用した融資について**
- 2. 融資対象について**
- 3. 融資スキームについて**

1. 政府の信用力を活用した融資について

2. 融資対象について

3. 融資スキームについて

ファイナンスの円滑化に向けた融資制度について

大規模投資の必要性

- DXやGXの進展に伴い、今後、電力需要が増加する見通し。
 - 需要家の求める安定的な脱炭素電気の供給と、速やかな送電ネットワークへの接続が課題。
- ⇒今後、電力分野の脱炭素化を実現しつつ、電力の安定供給の確保を実現していくためには、電源や送配電設備などの電力インフラに大規模投資を行う必要

電力分野のファイナンス環境

- 電源及び系統整備における建設期間は長期間にわたり、その建設期間中は収入がないため、事業者が多額の資金立替負担が生じ、資金調達余力を圧迫。
- 今後増加が見込まれる電力需要に対応し、十分な供給力を必要なタイミングまでに確保していくためには、短期間に集中して、大規模な投資が行われる必要。
- そのためには、あらゆる金融手法を活用する必要。他方、短期的には、資金調達の多くを民間融資に頼らざるを得ないが、短期間に多くの資金調達が行われることで、これまで以上に資金調達が困難になる恐れ。

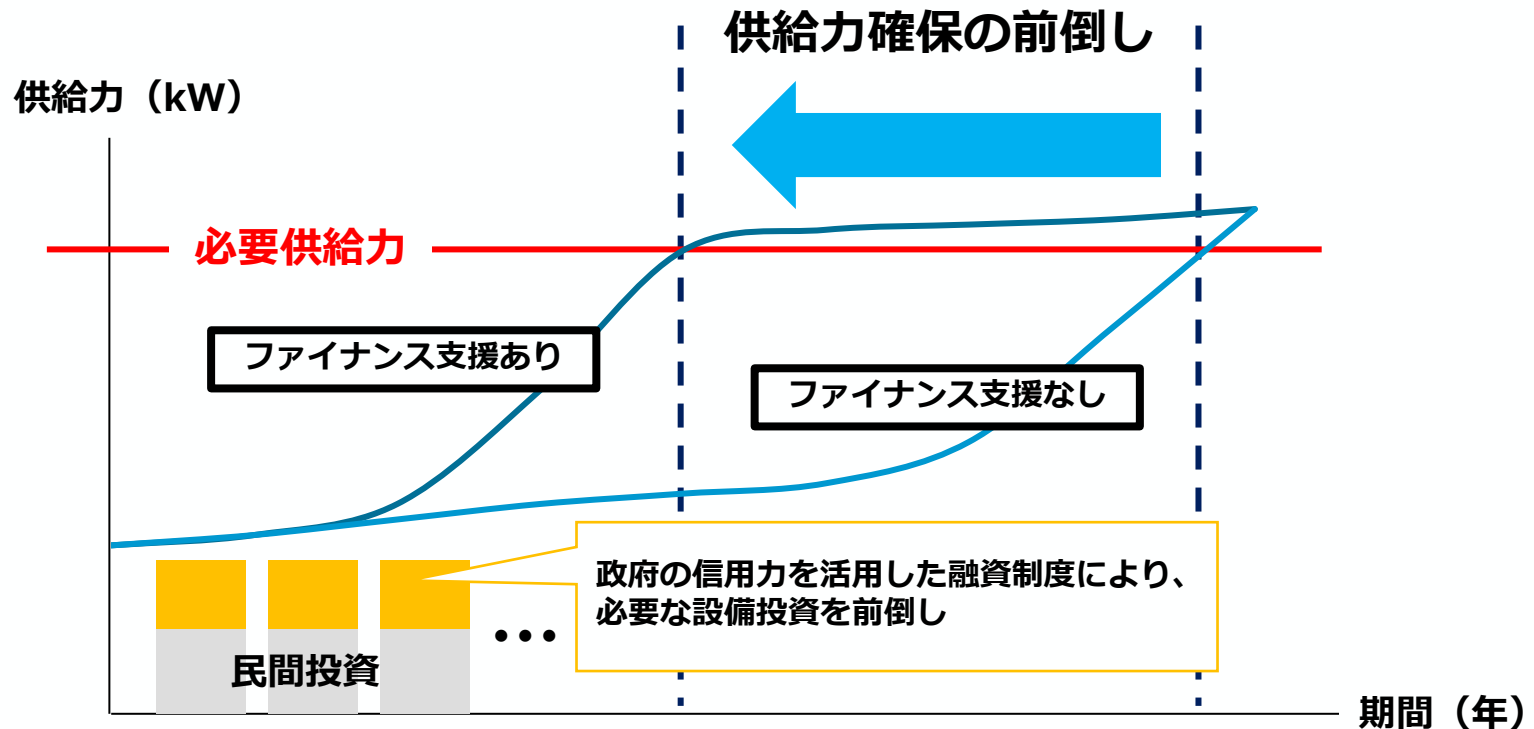
対応の方向性

- 政府の信用力を活用した融資制度を創設することで、民間金融を補完し、必要な長期・大規模な電力分野の投資を後押し。
- ⇒電力の安定供給や電力分野の脱炭素化といった需要家ニーズへの対応を迅速化

ファイナンス支援の必要性（イメージ図）

- 電源や系統の整備にかかるリードタイムを考慮すると、DXやGXによる今後の需要拡大や、2050年カーボンニュートラルに対応するためには、短期間に集中して、大規模な投資を行う必要。
- そのため、特に、民間からの資金調達が難しい長期・大規模な投資に対し、政府の信用力を活用した融資制度を活用した支援を行うことで、供給力確保や系統整備の対応を迅速化。

イメージ図（供給力確保）



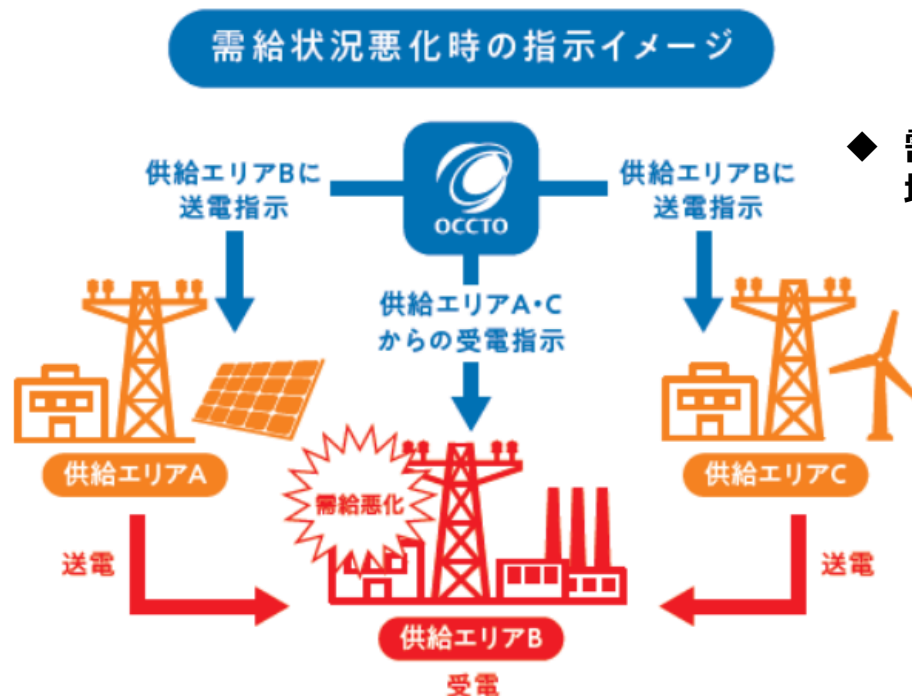
融資制度の位置づけと融資の実施主体

- 電気事業法では、小売電気事業者の供給能力確保義務により必要な供給力が確保されることが基本とされているが、何らかの理由で必要な投資が行われない場合に備え、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が、電源入札等の方法により、「供給能力確保の促進」についての業務を行うことができるとされている。
- 今回、新たに検討を行っている政府の信用力を活用した融資制度についても、供給能力確保の促進のための制度として整理し、制度設計を行っていくことが、これまでの整理と整合的ではないか。そうした観点から、新たな融資制度についても、広域機関が担うこととしてはどうか。
- また、系統については、一般送配電事業者がエリア内における整備を行うことが基本であり、整備に要した費用は、託送料金によって回収される仕組みとなっている一方で、広域機関が、広域連系系統のマスタープラン等を策定するとともに、地域間連系線の整備等への貸付・交付金の交付業務等を行うことで、一般送配電事業者に対し、必要な設備投資を後押しする体制が整備されてきたところ。
- 今後、DX・GXが進展する中で、これまで以上に、迅速な系統アクセスへのニーズが高まることが想定される中で、地域間連系線に加え、必要な地内系統の整備についても、ファイナンス面での後押しを行っていく必要。こうした地内系統整備に向けたファイナンス支援についても、広域機関が、地域間連系線の整備へのファイナンス支援と一体的に担うこととしてはどうか。
- なお、広域機関は、値差収益を原資とした連系線整備へのファイナンス支援を行っており、一定程度、融資業務を行うことができる体制を有しているが、今後、新たな融資制度を担う場合には、更なる体制の強化が必要となるのではないか。

【参考】電力広域的運営推進機関の概要

- 2015年4月、送配電網の広域運用の司令塔として、電力広域的運営推進機関（電力広域機関）を創設。本機関は、**需給ひっ迫時における地域間の需給調整**や、**地域間連系線等の整備の推進**を通じ、全国大での系統運用を進めている。
- 供給力確保のための**容量市場の運営**や**再エネ出力制御の妥当性の検証**、**再エネ特措法に基づくFIT・FIP納付金の管理等**も実施している。

需給ひっ迫時における需給調整



- ◆ 需給ひっ迫時に電気事業者に対して**電源の焚き増し**や**電力融通**を指示し、需給調整を行う。

【参考】電源入札制度

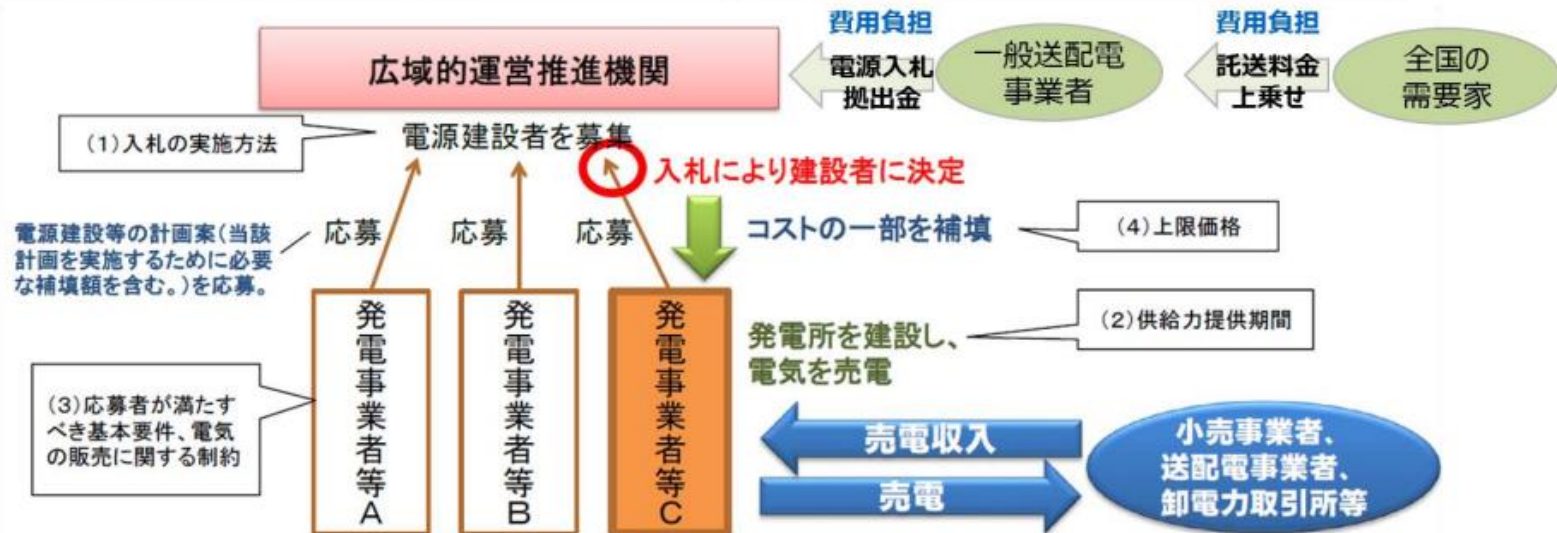
第33回 総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
(2021年4月20日) 資料5 抜粋

(参考) 電源入札について

2. 現行の電源入札制度の概要

第17回容量市場の在り方等に関する検討会
(2018年12月17日) 資料4を加工

- 現在、電源入札制度は、以下の整理となっている。
- ✓ 広域機関は、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札の基本要件（供給区域、対象電源、具備すべき周波数調整機能等の条件等）を取り決めることとしている。（広域機関業務規程_第37条）
- ✓ 電源入札の負担は託送負担となる。「広域機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、電源入札等に係る拠出金（以下、「電源入札拠出金」という。）を求めることができる。（広域機関定款_第56条）」
- ✓ 広域機関は電源入札の際に、入札者の指名を行うことができる。「本機関は、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。（広域機関業務規程_第38条第2項）」



1. 政府の信用力を活用した融資について

2. 融資対象について

3. 融資スキームについて

融資対象のイメージ

- 新たな融資制度は、長期・大規模な電源、系統投資の資金調達時の課題に対応するためのものであり、融資の対象については、電源・系統の規模や投資期間の観点から、一定の条件を付すことが必要ではないか。
- 例えば、電源については、安定供給の確保という観点からは、「特定社会基盤事業者」の対象となる事業者の要件（50万kW以上の発電設備を有すること）等を参考にしつつ、一定の出力規模以上の設備への投資を制度の対象にすることを基本としてはどうか。また、系統については、地域間連系線は、現行制度同様に、認定整備等計画で定められた系統整備を制度の対象としてはどうか。地内系統については、基幹的な系統を対象とする観点で、上位二電圧など一定以上の電圧に係る設備を制度の対象とすることを基本としてはどうか。
- また、政策的なプライオリティを考えると、
 - 電源については、今後、需要家側のニーズが高まることが想定される脱炭素電源への投資支援を行うことを基本として、制度設計を行うこととしてはどうか。その際、具体的な電源種の絞り込みについては、脱炭素電源への投資支援を行っている長期脱炭素電源オークションの対象電源を参考としつつ議論を行ってはどうか。
 - 地内系統については、DXやGXなどの要請を踏まえ、需要家側のニーズへの対応の迅速化という観点から特に必要性が高い案件への支援を行うことを基本として制度設計を行うこととしてはどうか。
- 投資期間については、一般に、民間金融機関では融資が難しいとされる、原則10年以上の投資期間（投資時から回収までの期間）を要する案件であることを条件としてはどうか。
- 加えて、支援の許容性の観点からは、民間金融機関との協調の在り方や、融資対象事業者による資金調達に向けた取組の状況などを確認し、必要と認められる場合に新たな融資制度による支援を受けられるよう制度設計を行う必要があるのではないかと。
- 上記の基本的な方向性を踏まえた上で、詳細の条件については今後検討を深めてはどうか。

【参考】他制度の例（経済安全保障推進法）

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）の案				
対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定重要設備 （省令）	重要維持管理等 （省令） ※詳細は各省において検討中	構成設備 （省令） ※詳細は各省において検討中
① 電気				
小売電気事業	—	—	—	—
一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者（全者を指定）	需給制御システム ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。 系統制御システム ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	システムの保守点検 システムの保守点検	・需給制御業務アプリケーションソフトウェア ・監視制御サーバ ・需給演算サーバ ・系統制御業務アプリケーションソフトウェア ・監視制御サーバ ・操作サーバ
送電事業	電気事業法第2条第1項第11号に規定する送電事業者（全者を指定）	系統制御システム ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・系統制御業務アプリケーションソフトウェア ・監視制御サーバ ・操作サーバ
配電事業	電気事業法第2条第1項第11号の3に規定する配電事業者（全者を指定）	需給制御システム ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。 系統制御システム ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用 ・システムの保守点検 ・システムの運用	・需給制御業務アプリケーションソフトウェア ・監視制御サーバ ・需給演算サーバ ・系統制御業務アプリケーションソフトウェア ・監視制御サーバ ・操作サーバ
特定送配電事業	—	—	—	—
発電事業	所有する発電設備：発電設備ごとの出力が50万kW以上 ※我が国の発電容量の大半を確保できる数値として設定。	出力制御装置 ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・発電所制御業務アプリケーション ・監視制御サーバ ・各種制御装置
特定卸供給事業	集約する電気：50万kW以上 ※発電事業と同様。	エネルギーマネジメントシステム ※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・システムの保守点検 ・システムの運用	・アグリゲーション業務アプリケーション ・VEN(Virtual End Node)サーバ

【参考】長期脱炭素電源オークションの対象電源

第2章 募集概要

オークション参加対象となる電源（2/2）

22

- 本オークション（応札年度：2025年度）には、今後公表される募集要綱にて電源種ごとに定められた諸条件を満たす電源のみ参加対象となります。
- 募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除きます。

対象	電源種別	燃料又は発電方式	専焼/混焼	新設・リブレース等/改修	本オークションに参加可能な 設備容量（送電端）[万kW以上]	電源等区分
脱炭素 電源	太陽光	—	—	新設・リブレース	10	変動電源
	風力	陸上風力、洋上風力	—	新設・リブレース	10	変動電源
	蓄電池	—	—	新設・リブレース	3※2	安定電源
	長期エネルギー 貯蔵システム	—	—	新設・リブレース		
	水力	揚水	—	新設・リブレース・既設の大規模改修※1		
		一般(貯水式)	—	新設・リブレース	3	安定電源
		一般(調整式)	—			
		一般(流込式)※4	—			変動電源
	地熱	—	—	新設・リブレース	10	安定電源
	原子力	—	—	新設・リブレース・既設の安全対策投資※3	10	安定電源
	火力	水素	専焼	新設・リブレース/改修	10（新設・リブレース） 5（改修）	安定電源
			混焼			
		アンモニア	専焼	新設・リブレース/改修	5	
			混焼	改修		
		CCS	—	改修	5	
バイオマス		専焼	新設・リブレース/改修	10		
LNG専焼 火力	火力	LNG火力	専焼	新設・リブレース	10	安定電源

※1 「オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」が該当
 ※2 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続6時間以上の運転継続が可能な能力を有しており、期待容量等算定諸元一覧の連続発電可能時間の年平均値が6時間以上のもの
 ※3 2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資を対象 ※4 貯水式・調整式においても安定的に供給力を提供できないものは、変動電源としての参加が可能

【参考】地域間連系線における認定スキーム

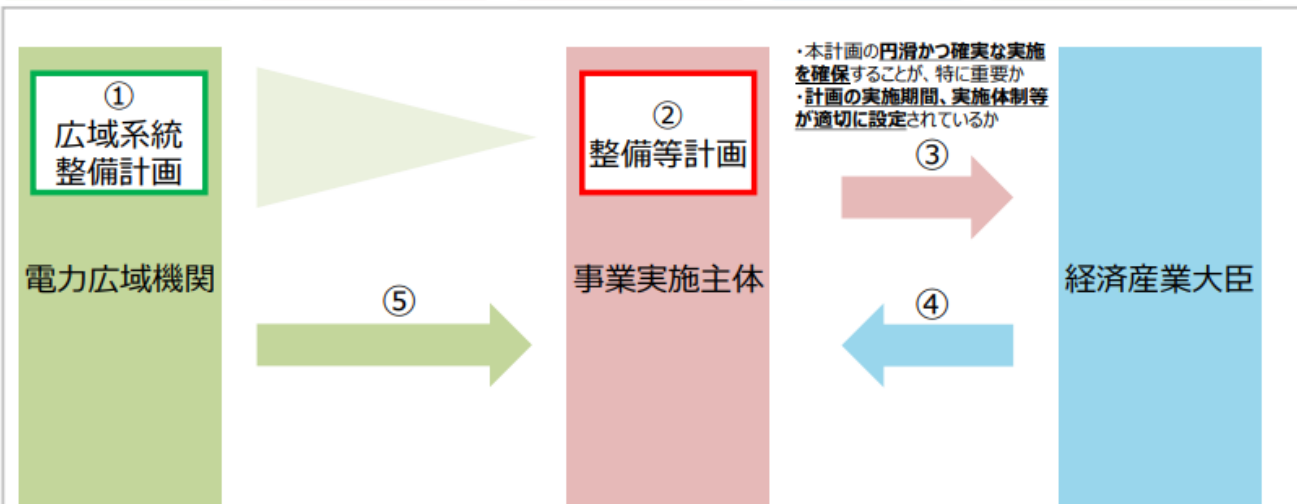
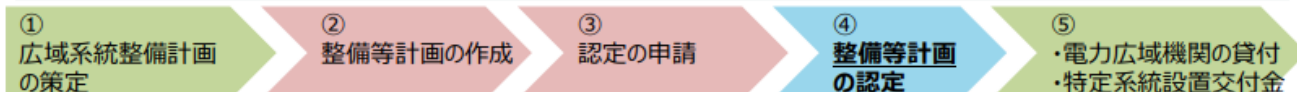
- 地域間連系線については、事業実施主体が認定を受けた場合に、特定系統設置交付金や広域機関からの貸付を受けることができるスキームが措置されている。

【参考】地域間連系線に関する整備等計画の認定スキーム

第63回電力・ガス基本政策小委員会
(2023年6月27日)
資料4 一部編集

- 系統整備に要する費用の資金調達の環境整備として、GX脱炭素電源法において、新たに事業実施主体が作成する整備等計画を経済産業大臣が認定するスキームが新設された。当該認定を受けた事業者は、特定系統設置交付金や電力広域機関からの貸付を受けることができる。

※認定の対象となる送電線等は、こう長が100km以上又は送電容量が100万kW以上の連系線となっている。



【参考】東電PG（印西・白井エリア）における 系統整備に関する状況

- 千葉県印西・白井エリアでは強固な地盤や都心へのアクセスの良さ等を背景に、データセンター等の立地が進み、電力需要が増加。
- 東電PGでは、こうした需要増に対応するため超高圧変電所（千葉印西変電所）を整備するなど必要な対策工事を実施。
- 他方、東電PGにおいて現在計画中の工事による供給可能量を超える需要の申込みがきており、立地条件によっては更なる対策工事が必要となるため、数年以上の工期を必要とする場合も存在。

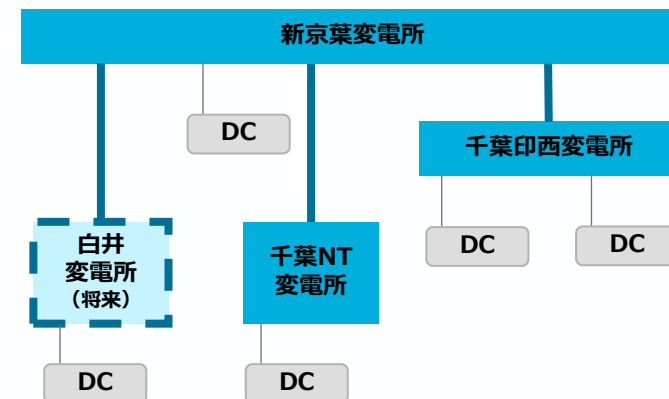
工事イメージ



地下トンネル（洞道）内
部



系統構成イメージ



1. 政府の信用力を活用した融資について
2. 融資対象について
- 3. 融資スキームについて**

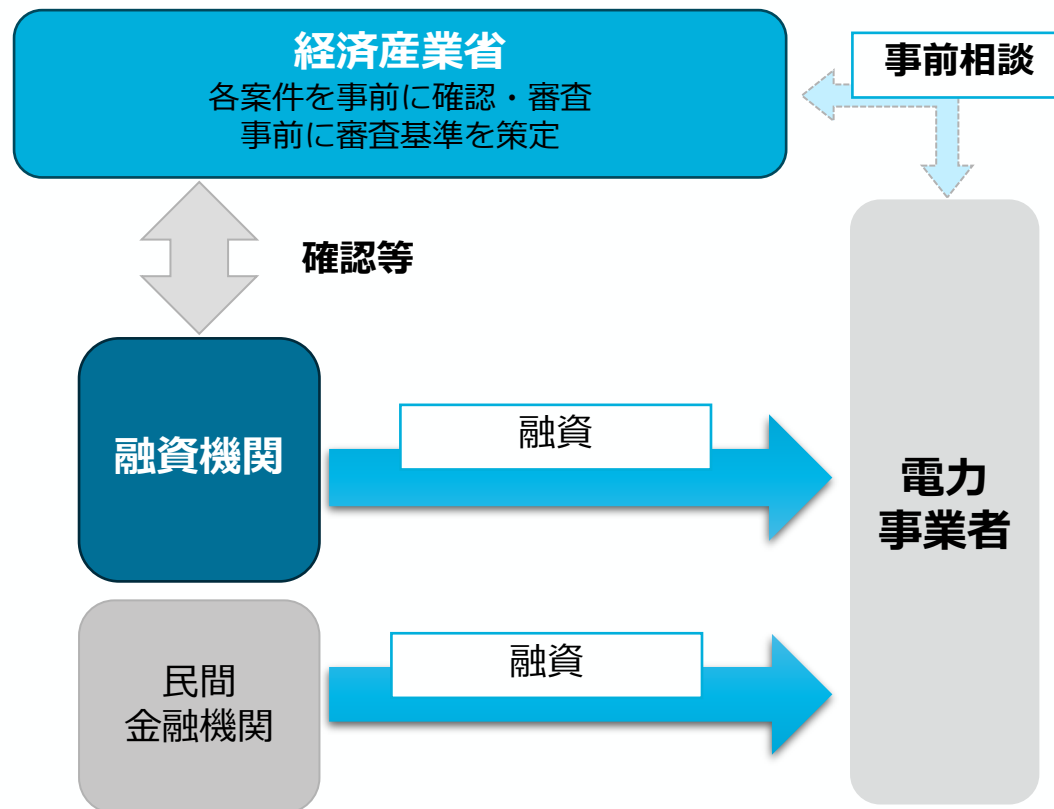
融資スキーム（資金調達）

- 前述のとおり、新たな融資制度については、広域機関が担うことが一案。今後、融資スキームを具体化していくに当たり、公的な信用力を活用した資金調達手段を検討することとしてはどうか。
- その際、調達した資金の償還を確実に進めていけるようにすることが必要となる。この点、民間の金融機関と同様に、新たな融資制度においても、融資先から、一定のリスクプレミアムを徴収し、リスクへの備えとすることが必要となるのではないか。
- 加えて、
 - 融資先からの返済を一定程度確実なものとするため、電源については、長期脱炭素電源オークションの落札案件、投資適格である契約先との長期PPA案件等の、投資回収の予見性が担保されている案件を対象とするよう要件を設定する、
 - また、例えば、融資業務に充てるため広域機関に国からの財政措置を行う、
 - 広域機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万一の場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設ける、といった対応を行うこととしてはどうか。

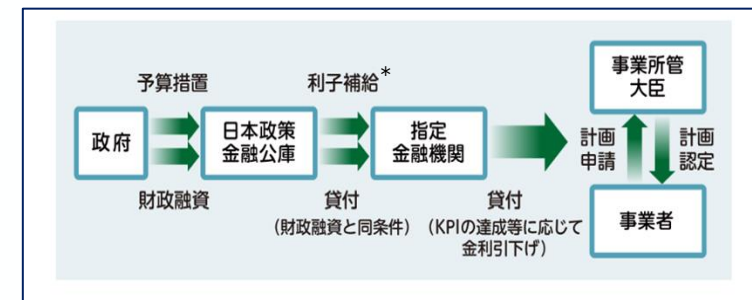
【参考】 融資スキームのイメージ

第5回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG
(2025年10月15日) 資料4 抜粋

- 例えば、電源や系統整備などの、長期かつ大規模な投資案件に対して、公的機関が民間金融機関との協調融資を行い、融資資金の量的補完を行う仕組みが考えられるのではないか。
- なお、既存の公的な金融支援においては、対象を絞り込むうえで、一定程度政府が関与する仕組みとなっていることが一般的。こうした例も参考にしつつ、政府の信用力を活用した融資制度の設計にあたっては、一定のガバナンスを確保するため、事前に政府が確認・審査した案件を対象に融資を行う仕組みとすることを検討してはどうか。

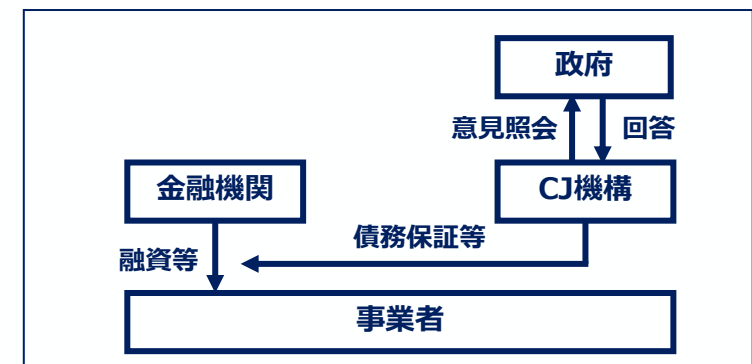


【参考】 産業競争力強化法における金融支援の仕組み*



出所：経済産業省HP *2025/4以降、利子補給の新規認定は停止中

【参考】 CJ機構による金融支援の仕組み



出所：株式会社海外需要開拓支援機構法に基づき、資源エネルギー庁にて作成

【参考】広域機関規程類

第33回 総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
(2021年4月20日) 資料5 抜粋

◆業務規程

(電源入札等の実施)

第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、発電用の電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務（以下「電源等維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源等維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。

2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続きに基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付することが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務を行う。

3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物その他の供給能力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。

(電源入札等の検討の開始)

第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。

一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合

ア 必要な予備力又は調整力が確保できないおそれがある場合

イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物その他の供給能力の確保の必要性がある場合

二 一般送配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合

三 国から電源入札等の検討の要請を受けた場合

四 第32条の42の規定により特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合

2 本機関は、前項の規定により、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。

(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)

第36条 本機関は、電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に応じ、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源入札等の実施の必要性の検討を行う。

2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。

3 本機関は、第1項の検討に基づき、電源入札等を実施する必要性があると認めたときは、電源入札等を開始する。

◆定款

(電源入札拠出金)

第56条 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、電源入札等に係る拠出金（以下「電源入札拠出金」という。）を求めることができる。

2 電源入札拠出金の額、納入期限その他の電源入札拠出金の納入の方法に関する事項は、電源入札等の案件ごとに、理事会の議決により定める。

3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。

融資スキーム（官民協調）

- 新たな融資制度は、官民協調・民業補完を原則とし、公的な制度の関与は、必要最小限のものとする必要があるのではないか。
- そのため、融資の実行に際しては、複数の民間金融機関からの融資があることを前提とし、融資額については、例えば、総融資額の3割程度など、一定の上限を設けることが必要ではないか。ただし、投資金額が特に巨額となるようなプロジェクトファイナンス案件等については、案件ごとの特性に応じ、柔軟な上限設定をすることが必要ではないか。
- また、融資実行時の金利や融資期間は、民間金融で賄いきれない、長期かつ大規模な投資資金を補完し、電気事業者が必要なタイミングまでに必要な投資を行えるようにする、という政策目的に適う適切な条件を設定することが必要ではないか。
- 加えて、新たな融資制度を利用する際には、民間事業者の投資効率化等の取組などの経営努力を可能な限り促すことを前提とすべきではないか。そのため、事業者が策定する事業計画等の適切性や実行性を確認できる枠組を構築するべきではないか。

(参考) 融資スキーム (全体像のイメージ)

＜融資制度スキームのイメージ図＞

